

表3 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
医療（平成14年3月1日施行）における基準

1 申請人が医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。

2 申請人が医師又は歯科医師としての業務に従事しようとする場合は、当該業務が次のいずれかに該当すること。

イ 本邦の大学において医学又は歯学の課程を修めて卒業した者が、当該大学卒業後六年以内の期間中に、大学若しくは大学の医学部、歯学部若しくは医学部附属の研究所の附属施設である病院、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項若しくは歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定により厚生大臣の指定する病院又はこれと同程度の機能を有する病院として法務大臣が告示をもって定める病院において研修として行う業務

ロ 本邦の大学において医学若しくは歯学の課程を修めて卒業した者、医師法（昭和23年法律第201号）第41条若しくは第42条に規定する者、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第42条若しくは第43条に規定する者又は平成2年6月1日現在において医師若しくは歯科医師の免許を有する者が、医師又は歯科医師の確保が困難な地域にある診療所で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて行う診療に係る業務
